

一般社団法人

一般財団法人

設立者	社員 2名以上	設立者(財産抛出者) 1名以上
法人の場合	法人が社員になること可	法人が設立者になること可
拠出する財産の額	不要	300万円以上 (返還義務なし)
最高意思決定機関	社員総会	評議員会
手続きの流れ	(1) 定款を作成し、公証人の認証を受ける。 (2) 設立時理事(設立時監事や設立時会計監査人を置く場合は、これらの者も)の選任を行う。 (3) 設立時理事(設立時監事が置かれている場合は、その者も)が、設立手続の調査を行う。 (4) 法人を代表すべき者(設立時理事又は設立時代表理事)が、法定の期限内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記の申請を行う。	(1) 定款を作成し、公証人の認証を受ける。 (2) 設立者が財産(価額300万円以上)の拠出の履行を行う。 (3) 定款の定めに従い、設立時評議員、設立時理事、設立時監事(設立時会計監査人を置く場合は、この者も)の選任を行う。 (4) 設立時理事及び設立時監事が、設立手続の調査を行う。 (5) 法人を代表すべき者(設立時代表理事)が、法定の期限内に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に設立の登記の申請を行う。
機 関		
評議員	-	3名以上
理 事	1名以上	3名以上
監 事	任意 (以下の場合は必ず設置) 理事会を設置する場合 会計監査人を設置する場合	1名以上
理事会の設置	任意	必須
機関構成	(1) 社員総会+理事 (2) 社員総会+理事+監事 (3) 社員総会+理事+監事+会計監査人 (4) 社員総会+理事+理事会+監事 (5) 社員総会+理事+理事会+監事+会計監査人	(1) 評議員+評議員会+理事+理事会+監事 (2) 評議員+評議員会+理事+理事会+監事+会計監査人
任 期	理事2年・監事4年 (定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮可)	理事2年・監事4年 (定款によって、その任期を2年まで短縮可)
最低必要な人数	2名 社員2名・理事1名 (社員は理事を兼ねることが可)	7名 評議員3名・理事3名・監事1名
事業内容	公益的事業、共益的事業の他、収益事業も可	
税 制	非営利法人の要件を満たせば収益事業のみ課税される。	
定款に記載しても無効	(1) 社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨 (2) 法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする旨 (3) 社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨	(1) 設立者に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨 (2) 法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする旨 (3) 評議員を理事又は理事会が選任し、又は解任する旨
解 散	(1) 定款で定めた存続期間の満了 (2) 定款で定めた解散の事由の発生 (3) 社員総会の決議 (4) 社員が欠けたこと (5) 当該一般社団法人が消滅する合併をしたとき (6) 破産手続開始の決定があったとき (7) 解散命令又は解散の訴えによる解散を命ずる裁判があったとき	(1) 定款で定めた存続期間の満了 (2) 定款で定めた解散の事由の発生 (3) 法第172条第2項の基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能 (4) 当該一般財団法人が消滅する合併をしたとき (5) 破産手続開始の決定があったとき (6) 解散命令又は解散の訴えによる解散を命ずる裁判があったとき (7) 純資産額が2期連続して300万円を下回った場合
みなし解散	有 (登記が最後にあった日から5年を経過したもの)	
公証人手数料	5万円	
登録免許税	6万円	
その他	(1) 基金制度あり (返還義務あり) (2) 行政庁の認可、認証は不要	(1) 遺言による設立可 (2) 行政庁の認可、認証は不要